

指摘事項のチェックリスト(案)

法人名	独立行政法人北方領土問題対策協会	府省名	内閣府
-----	------------------	-----	-----

18年度以降当面の独立行政法人の見直しの基本的方向について (平成18年5月23日 行政減量・効率化有識者会議) の項目	見直し当初案における事務・事業及び組織形態の見直し内容(項目別)		
	広報啓発、調査研究、援護事業(融資除く)	旧漁業権者法に基づく融資事業	組織形態
第一部 中期目標期間終了時の組織・業務全般の見直し			
3. 具体的な取組			
(1) 独立行政法人の事務・事業の重点化			
独立行政法人が行うべき事務・事業かどうかの観点からの見直し	x		-
国の施策の重点化(所管省庁の重点施策)に併せた事務・事業の重点化	x		-
(2) 財務面の改善(行政サービス実施コストの改善)			
業務の効率化による費用の削減			
イ) より低いコストで業務を実施するための取組			
( ) 一般管理費	-	-	-
( ) 随意契約	-	-	-
( ) 民間委託・市場化テスト	x	-	-
ロ) 施設・組織等運営面での効率化の促進			
( ) 業務の廃止・縮小、施設の閉鎖・売却	-	-	-
( ) 地方組織の再編等	-	-	-
ハ) 業務運営の透明性向上による効率化の促進			
( ) セグメント情報等	-	-	-
( ) 事業効果の試算等	-	-	-
自己収入の増加			
イ) 利用者負担の適正化	-	-	-
ロ) 保有資産の売却促進等	-	-	-
ハ) 知的財産等の活用等	-	-	-
事業量の適正化による業務費用の削減			
イ) 業務費の削減	-	-	-
ロ) 小規模・付随的業務の廃止	-	-	-
ハ) 呼び水の業務の廃止、終期の設定	-	-	-
機会費用の低減			
イ) 無利子貸付や出資金の縮小	-	-	-
第二部 金融業務の見直し			
2. 基本的な見直しの視点			
(2) 各業務共通			
政策の必要性の精査	-		-
金融的手法の妥当性	-	x	-
能力に相応の手段の選択	-	x	-
金融業務として適切・効率的に実施されているか機能ごとに精査	-	x	-
(3) 民業との競合関係を生ずる可能性のある業務			
廃止・縮減等の検討	-		-
モラルハザードをもたらす仕組み等の改善	-	x	-
借り手が自立して民間融資を受けられるよう支援する仕組み	-	x	-
政策金融機関との関係の在り方の検討	-	x	-
(4) 不良債権の早期処理、水準の適正化	-		-
(5) 政策金融機関が撤退した業務の受け皿としない	-	x	-
3. 業務の種類に着目した見直しの視点			
(1) 貸付業務			
可能な限り直接融資から撤退	-	x	-
政策金融の徹底した重点化	-	x	-
貸付先の特性・リスクを考慮した条件設定	-		-
(2) 債務保証業務			
保証のカバー率の引下げ	-		-
保証料の適正化、審査の厳格化、回収率の向上	-		-
公益法人の債務保証業務の状況の把握・検証	-		-
(3) 保険業務			
免責部分の適正化	-		-
保険料の適正化、審査の厳格化	-		-
(4) 出資業務			
他の金融的手法の可能性を精査の上限定	-		-
必要な仕組みの見直し	-		-
リターンが得られない可能性のないものは廃止・補助金への切替え	-		-
(5) 利子補給業務			
貸付自体に民間金融機関の金融判断が働いているか点検	-		-
政策的な必要性の減少した業務の廃止	-		-

(注)見直し内容として、見直した結果措置を講ずる場合は「x」、見直した結果措置を講じない場合は「-」、見直し項目に該当しない場合は「-」を記載する。